

世羅町告示第 200 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、告示する。

令和 3 年 9 月 21 日

世羅町長 奥田 正和

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ジュンテンドー甲山店
所在地 世羅郡世羅町大字西上原字鎌倉 880 番地 3 ほか
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 株式会社ジュンテンドー
代表取締役 飯塚 正
島根県益田市下本郷町 206 番地 5
(変更後) 株式会社ジュンテンドー
代表取締役 飯塚 正
島根県益田市遠田町 2179 番地 1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 株式会社ジュンテンドー
代表取締役 飯塚 正
島根県益田市下本郷町 206 番地 5
(変更後) 株式会社ジュンテンドー
代表取締役 飯塚 正
島根県益田市遠田町 2179 番地 1
- ※変更箇所は下線で表示
- 3 変更年月日
 - (1) 令和 3 年 4 月 20 日
 - (2) 令和 3 年 4 月 20 日
 - 4 変更する理由
 - (1) 本店移転のため
 - (2) 本店移転のため

- 5 届出年月日
令和3年9月17日

- 6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - ① 縦覧場所
世羅郡世羅町役場商工観光課（世羅郡世羅町大字西上原123番地1）
 - ② 縦覧期間
令和3年9月21日から令和4年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - ③ 縦覧のできる時間帯
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- 7 意見書の提出
法第8条第2項に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
 - ① 提出期限
令和4年1月21日
 - ② 提出先
世羅郡世羅町役場商工観光課